

企画競争説明書

業務名称： フィジー国5S-KAIZEN-TQMによる保健サービスの質の向上プロジェクト

案件番号： 180501

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月12日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2018年12月12日(水)

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：フィジー国5S-KAIZEN-TQMによる保健サービスの質の向上プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

() 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間(予定)：2019年2月下旬～2022年3月下旬

4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 石岡 秀敏 Ishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

６ 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：２０１８年１２月１９日（水）１２時

（２）提出先・場所：上記４．窓口

注１）原則、電子メールによる送付としてください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法：２０１８年１２月２５日（火）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

７ プロポーザル等の提出

（１）提出期限：２０１８年１２月２８日（金）１２時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限り、

注２）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記４．窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正１部 写 ４部
見積書 正１部 写 １部

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- １）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- ２）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- ３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき
- ４）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- ５）虚偽の内容が記載されているとき
- ６）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- １）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ２）以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）
 - 広報活動に係る経費

【旅費（航空賃）の本見積りに伴う取扱いについて】

本契約においては、旅費（航空券）を本見積りに入れて頂くこととしています。このため、契約の履行に際しては、旅費（航空賃）について、以下のとおりの取扱いとなりますので、ご留意願います。

- 1) 旅費（航空賃）を別見積りとした場合と同様に、契約で合意された航空賃単価、渡航回数、航空券クラス、渡航経路、航空会社の範囲内で手配することを原則とし、証拠書類に基づく実費精算とする。
- 2) 渡航回数の増加が必要な場合であって、他の直接経費から流用が可能な場合は、打合簿による増加を認める。また、契約金額の増額が必要と認められる場合、契約変更を検討する。
- 3) 「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の規定によらず、旅費（航空賃）についても、打合簿に基づく他の直接経費の費目（中分類）への流用を認める。
- 4) 一方、契約約款第14条第5項第1号（航空賃増額の際の契約金額を超えた精算）は適用しない。

- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

5Sチームに対する研修、CWM病院と関連2施設での研修、ラウトカ病院、ランバサ病院の研修に係る経費

- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a) FJD	=	54.359300	円
b) US\$ 1	=	113.385000	円
c) EUR 1	=	129.024000	円

- 5) その他留意事項
無し

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

a) 業務主任者/5S-KAIZEN-TQM推進体制整備

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 27.50 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

(○) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。

2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。

3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。

4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。

5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。

6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年1月25日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*
- *④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務: 5S-KAIZEN-TQM推進体制整備に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

(○) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（業務主任者／5S-KAIZEN-TQM推進体制整備）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

a) 類似業務の経験: 5S-KAIZEN-TQM推進体制整備に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域: フィジー 及び全世界での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）: 英語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

(○) プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2019年1月11日(金) 10:00～12:30
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

2. 実施場所：当機構本部（麹町） 208会議室

3. 実施方法：

(1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

(2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(3) 海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

b) Skype等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所のJICA-Netの使用は認めません。

以上

プロポーザル評価表

別紙

フィジー国5S-KAIZEN-TQMによる保健サービスの質の向上プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	16.00	
(3) 要員計画等の妥当性	8.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(50.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任者／5S-KAIZEN-TQM推進体制整備	(40.00)	()
ア) 類似業務の経験	18.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	5.00	
ウ) 語学力	8.00	
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	
オ) その他学位、資格等	4.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	(10.00)	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	10.00	
シ) 業務管理体制	-	
(2) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第3 調査の目的・内容に関する事項

1. プロジェクト背景

フィジー共和国（以下、「フィジー」）においては、非感染性疾患（Non-Communicable Diseases: NCDs）、いわゆる生活習慣病が主要死因となっており、特にNCDs 四大疾患と呼ばれる心血管疾患、糖尿病、慢性呼吸器疾患、がんは同地域における全死亡の70%以上を占めるに至っている。このような状況の中、フィジーでは生活習慣病対策、また生活の質の向上に繋がる医療サービスの充実、いわゆる質の高い医療サービスの提供と保健医療システムの強化を重点課題としており、保健医療分野において医療サービスの質を高めるためのシステム構築のニーズが高まっている。

フィジーの医療体制は中央・東部、北部、西部の3つの保健区域に分かれており、それぞれの地域ごとに保健医療サービスのネットワークが構築されている。中央・東部にはコロニアル・ウォー・メモリアル病院（以下「CWM 病院」）、北部にはランバサ病院、西部にはラウトカ病院という3大国立病院が3次医療病院として設置されており、その下には地域病院、ヘルスセンターとナーシング・ステーションが設置されている。その他としては、精神科や結核治療・リハビリテーションを行う特殊病院が設置されている。

それらの保健医療施設におけるサービスの質向上のため、2012年にはフィジー保健省が独自で国家5S-KAIZEN-TQM チームをつくり、5S-KAIZEN-TQM のアプローチを導入した。保健医療施設に従事する看護人材へのトレーニング等の取り組みを実施していたが、5S-KAIZEN-TQM に関する専門的な知見不足、人材面のリソース不足や看護人材のモチベーションの低下等の課題を残し、5S-KAIZEN-TQM が浸透しないままプログラムが終了したという経緯があった。そのため保健省は、前回明らかになった課題を整理し、2015年に再びフィジー保健省の国家5S チームが中心となって、国内の保健医療施設にて5S-KAIZEN-TQM プログラムを実施している。WHO の財政支援によりマニュアルの開発なども始まり、5S-KAIZEN-TQM プログラムの基礎部分は構築されつつあるが、各病院における実施とモニタリングには指導が必要な状況である。そこで、より効果的・効率的な5S-KAIZEN-TQM の活動運営を目指して、フィジー3大国立病院を対象とした5S-KAIZEN-TQM に関する技術協力プロジェクトの実施が要請された。

2015年5月の第7回太平洋・島サミット（Pacific Islands Leaders Meeting : PALM7）で示された重点課題（自然災害への対応、環境・気候変動、持続可能な開発と人間の安全保障、人的交流、海洋問題）において、「持続可能な開発と人間の安全保障」の中で保健分野は重要な位置づけがなされている。本案件は、我が国の太平洋島嶼国に対するODA基本方針に沿ったものであり、フィジーにおいて保健を含めた社会サービスの強化のニーズから実施されるプロジェクトである。

フィジー側からの要請を受けてJICAは、新規案件として検討を行った上で、2016年8月に詳細計画策定調査を実施し、同調査結果を踏まえ、両国間で2017年8月24日に討議議事録（Record of Discussions: R/D）の署名・交換を行った。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目的

本プロジェクトは、フィジー3 大国立病院ならびに CWM 病院の関連 2 施設（ナウソリ産科センター、ナウソリヘルスセンター）において、保健医療施設の管理責任者の能力強化、保健医療施設に対するモニタリング評価の強化、施設内における業務改善に関する取り組みの強化、ガバナンスの強化を行うことにより、これら保健医療施設全体のマネジメントの改善を図ることで、結果としてそれらの保健医療施設で提供されるサービスの質の改善に寄与するものである。

(2) 上位目標と指標

5S-KAIZEN-TQM が、プロジェクトの対象施設以外の保健施設でも実施される。

指標：5S 活動がすべての保健施設で実施される。

(3) プロジェクト目標と指標

プロジェクトの対象保健施設において、保健サービスの質が向上する。

指標 1：職員の満足度と勤務意欲が改善する。

指標 2：利用者の満足度が改善する。

指標 3：指標 1, 2 とは別の業務指標はベースラインで決定される。

(4) 成果

1) 国家 5S-KAIZEN-TQM チームの能力が強化される。

2) 5S-KAIZEN-TQM のパイロットユニットが確立される。

3) プロジェクト対象保健医療施設の中のパイロットユニットにおいて、5S-KAIZEN-TQM にかかる組織能力が強化される。

(5) 活動

<成果 1 に対する活動>

1-1 国家 5S-KAIZEN-TQM チームの現状を確認し、強化すべき点を特定する。

1-2 国家 5S-KAIZEN-TQM チームの Terms of Reference (TOR) を作成する。

1-3 国家 5S-KAIZEN-TQM チームのための現行の研修プログラムを確認する。

1-4 国家 5S-KAIZEN-TQM チームのための補完的研修プログラムを作成する。

1-5 国家 5S-KAIZEN-TQM チームメンバー対象に研修を実施する。

1-6 CWM 病院、ナウソリ産科病院、ナウソリヘルスセンターの経験を、ラウトカ病院、ランバサ病院と共有する。

1-7 プロジェクト対象 5 施設の経験を、他の保健医療施設と共有する。

1-8 5S-KAIZEN-TQM を全国に拡大するためのガイドラインを作成する。

<成果 2 に対する活動>

- 2-1 CWM 病院、ナウソリ産科病院、ナウソリヘルスセンター（以下、CWM 病院と関連 2 施設とする）において、パイロットユニットを選定し、品質管理チーム（QIT）のメンバーを選ぶ。
- 2-2 CWM 病院と関連 2 施設において、病院マネジメントチーム（HMT）と QIT を対象にした 5S-KAIZEN-TQM 研修の準備を行う。
- 2-3 CWM 病院と関連 2 施設において、HMT と QIT を対象にした 5S-KAIZEN-TQM 研修を実施する。
 - 2-3-1 5S 研修を実施する。
 - 2-3-2 KAIZEN 研修を実施し、TQM を導入する。
- 2-4 CWM 病院と関連 2 施設のパイロットユニットの職員を対象に、HMT が 5S-KAIZEN-TQM の研修を行う。
 - 2-4-1 5S 研修を実施する。
 - 2-4-2 KAIZEN 研修を実施する。
- 2-5 パイロットユニットごとに、活動計画に基づいて 5S-KAIZEN-TQM 活動を実施する。
 - 2-5-1 5S 活動を実施する。
 - 2-5-2 KAIZEN 研修を実施する。
- 2-6 QIT がパイロットユニットを対象に、5S オーディットシートを使って、5S-KAIZEN 活動の監査を行う。
- 2-7 国家 5S-KAIZEN-TQM チームが、CWM 病院と関連 2 施設の 5S-KAIZEN 活動をモニタリングし、結果を対象となるスタッフにフィードバックする。
- 2-8 HMT と QIT が、CWM 病院と関連 2 施設のモニタリング結果を分析し、対象となるスタッフにフィードバックする。
- 2-9 パイロットユニットの意欲を高めるための活動（表彰等）を計画・実施する。

<成果 3 に対する活動>

- 3-1 ラウトカ病院、ランバサ病院においてパイロットユニットを選定し、品質管理チーム（QIT）のメンバーを選ぶ。
- 3-2 ラウトカ病院、ランバサ病院において、病院マネジメントチーム（HMT）と QIT を対象にした 5S-KAIZEN-TQM 研修の準備を行う。
- 3-3 ラウトカ病院、ランバサ病院において、HMT と QIT を対象にした 5S-KAIZEN-TQM 研修を実施する。
 - 3-3-1 5S 研修を実施する。
 - 3-3-2 KAIZEN 研修を実施し、TQM を導入する。
 - 3-3-3 TQM 研修を実施する。
- 3-4 ラウトカ病院、ランバサ病院のパイロットユニットの職員を対象に、QIT が 5S-KAIZEN-TQM 研修を行う。
 - 3-4-1 5S 研修を実施する。

- 3-4-2 KAIZEN 研修を実施する。
- 3-5 ラウトカ病院、ランバサ病院のパイロットユニットごとに、活動計画に基づいて 5S-KAIZEN-TQM 活動を実施する。
- 3-5-1 5S 活動を実施する。
- 3-5-2 KAIZEN 活動を実施する。
- 3-6 ラウトカ病院、ランバサ病院パイロットユニットを対象に、5S オーディットシートを使って、QIT が 5S-KAIZEN 活動の監査を行う。
- 3-7 国家 5S-KAIZEN-TQM チームが、ラウトカ病院、ランバサ病院のパイロットユニットの 5S-KAIZEN 活動をモニタリングし、結果をフィードバックする。
- 3-8 HMT と QIT により、ラウトカ病院、ランバサ病院のパイロットユニットの 5S-KAIZEN 活動モニタリング結果の分析が行われ、結果がフィードバックされる。
- 3-9 ラウトカ病院、ランバサ病院のパイロットユニットの意欲を高めるための活動（表彰等）を計画・実施する。

(6) 対象保健医療施設

※「●」は国立 3 大病院、「○」は CWM 病院の関連保健医療施設

●CWM 病院（中央地域、首都スバに位置する）

○ナウソリ産科病院（CWM 病院の関連病院）

○ナウソリヘルスセンター（CWM 病院の関連保健施設）

●ラウトカ病院（西部地域、首都スバから北西へ 216 km、ラウトカの人口は約 5 万人で同国第 2 の都市）

●ランバサ病院（北部地域、バヌアレブ島中央部北岸に位置、ランバサの人口は約 3 万人であり北部地域最大の都市）

(7) 本プロジェクトの受益者

<直接受益者>

以下に関連する職員：フィジー保健省、CWM 病院、ナウソリ産科病院、ナウソリヘルスセンター、ラウトカ病院、ランバサ病院

<間接受益者>

プロジェクト対象保健医療施設のパイロットユニットにおける利用者

(8) プロジェクトスケジュール（協力期間）

2019 年 3 月～2022 年 3 月（計 36 ヶ月）

(9) 相手国側実施機関・カウンターパート

フィジー保健医療サービス省

- 保健次官（保健医療サービス省、病院サービス局）
- 保健次官（保健医療サービス省、公衆衛生局）

- 基本行政総務部長（保健システム規範局）
- Rewa 州の地方メディカル・オフィサー
- CWM 病院の最高責任者
- ラウトカ病院の最高責任者
- ランバサ病院の最高責任者

3. 業務の目的

「5S-KAIZEN-TQM による保健サービスの質の向上プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務(活動)を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務のコンサルタントは「3. 業務の目的」を達成するために、「5. 実施方針と留意事項」に十分に配慮しながら、「6. 業務の内容」に示された業務を行う。また、業務の進捗に応じて、「7. 成果品等」を作成し、JICA に対し説明・協議のうえ提出する。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 全体方針

本プロジェクトは、まずは国家 5S-KAIZEN-TQM チームの能力強化を行い、次に CWM 病院、ナウソリ産科病院、ナウソリヘルスセンターのパイロットユニットにおいて 5S-KAIZEN-TQM 活動を実施、保健サービスの質が向上することであり、上位目標はフィジーの全保健医療施設で 5S 活動が実施されることを掲げている。本プロジェクトをとおして対象の各施設で行われる 5S-KAIZEN-TQM の活動で得られる知見から、フィジー国内にあるさまざまな規模のすべての保健医療施設において適用できるガイドラインや研修教材を完成させ、同時にそれらを利用してフィジー関係者の力で全国展開ができるよう、対象者への能力強化を行う。

(2) 実施体制

5S-KAIZEN 導入時のポイントとして重要な活動は、5S-KAIZEN の概念やツールを普及させることはもとより、医療現場での問題解決のための組織や、病院内の定期的な監査と、病院外部（国家 5S-KAIZEN-TQM チーム）のモニタリングとフィードバックを行う体制を整備することである。フィジーでは、5S-KAIZEN-TQM 展開にあたり、国レベルに国家 5S-KAIZEN-TQM チーム、各保健施設で Hospital Management Team (HMT)、Quality Improvement Team (QIT)、Work Improvement Team (WIT) が設置されることになる。国家 5S-KAIZEN-TQM チームは 5S-KAIZEN-TQM のファシリテーターとして HMT、QIT へトレーニングを実施、モニタリングする役割を持ち、HMT は病院や施設の管理部門であり質改善を管轄することが想定されている。また、QIT は院内の各部門の責任者等から構成され、各保健施設での 5S-KAIZEN 研修や監査を実施し、国家 5S-KAIZEN-TQM チームに報告する

役割が期待され、院内の各部門に組織される WIT にて、5S および KAIZEN の活動を実施することが想定されている。これらの各組織の役割と機能について明確にするとともに、全体として適切な実施体制が構築されるよう支援すること。なお、2018 年 11 月に行われた選挙後に保健省内での体制・方針の変更が生じる可能性もあるところ、業務着手時に実施体制について十分に確認すること。

(3) 対象保健医療施設とパイロットユニットについて

フィジー 3 大病院（CWM 病院、ラウトカ病院、ランバサ病院）においては、5S-KAIZEN-TQM 活動を開始する前に、国家 5S-KAIZEN-TQM チーム、HMT、QIT、WIT を育成する目的を念頭に、パイロットユニットとして最小限の規模の病棟を決定し、活動の実施は基本的にパイロットユニットを対象に行うこととする。ナウソリ産科病院、ナウソリヘルスセンターにおいても同様の観点から適切なパイロット設定を行う。

(4) プロジェクトにおける 5S-KAIZEN-TQM の実施方法

本プロジェクトでは、1 年次にまずは国家 5S-KAIZEN-TQM チームへの能力強化を実施し、その後、5S-KAIZEN-TQM チームが指導的役割を担いながら CWM 病院のパイロットユニットならびにナウソリ産科病院とナウソリヘルスセンターでまず 5S を定着させた後、KAIZEN を導入して現場レベルの小規模な業務改善の促進が行えるように支援する。2 年次後半には、国家 5S-KAIZEN-TQM チームがこれまでの経験を生かしてラウトカ病院とランバサ病院の各パイロットユニットにおいて 5S 活動を導入し、3 年次にはその 2 病院にも KAIZEN を導入できるようにプロジェクトは支援を行う。いずれの対象保健医療施設においても、臨床レベルの KAIZEN 活動導入後に、管理職レベルを対象として TQM の研修を実施することにより、臨床レベルでは改善できない組織経営、予算、人材配置や職場環境に起因する課題をリーダーシップによって解決するように促す。

(5) 将来の普及を念頭とした活動

要請書では国立 3 大病院（CWM 病院、ラウトカ病院、ランバサ病院）への支援が要請されていたが、保健省との協議の結果、将来の全国展開を見据えて産科病院や保健センターなど、規模の小さな保健医療施設での 5S-KAIZEN-TQM の実施計画を組み込んだ。プロジェクト前半（プロジェクト開始から 2 年の間）で CWM 病院とその関連施設であるナウソリ産科病院、ナウソリヘルスセンターにおいて 5S-KAIZEN-TQM モデルを形成し、後半（プロジェクト 3 年次）に残りの国立 2 病院（ラウトカ病院、ランバサ病院）にて 5S-KAIZEN-TQM の実施体制を強化することになるが、同時にフィジー側の努力によりプロジェクト対象外の各レベルの医療施設への普及が計画されていることから、モデル形成に当たってはこうした普及計画も念頭に先方の自主性を十分に引き出した上で成果を取りまとめること。

(6) 研修方法・研修内容について

研修は、座学中心ではなく、ケーススタディや演習等を積極的に取り入れて、実践的かつ実用的な対象者のわかりやすい研修とすること。また、研修参加者が臨床の現場で働く医療従事者であることを念頭に、研修で得られた知見が日常の業務においてすぐに反映できるような内容とする。

(7) 内部監査・外部からのモニタリングの実施

5S-KAIZEN 活動を継続的に実施するなかで、各施設の QIT が内部監査を、国家 5S-KAIZEN-TQM チームが外部からモニタリングを実施する。監査は 3 ヶ月毎、外部からのモニタリングは 6 ヶ月毎行うことにしており、《5S 活動の実施⇒監査ならびにモニタリング⇒活動の見直し》のサイクルを通じて、5S-KAIZEN 活動をルーチン化して定着を図る。

(8) 研修の持続性の確保

プロジェクトが開発する保健医療施設における 5S-KAIZEN-TQM のガイドラインを利用して、国家 5S-KAIZEN-TQM チームがプロジェクト終了後も活動を継続し、5S-KAIZEN-TQM が全国の保健医療施設へ展開できるように、プロジェクト終了後の研修持続性の確保について、その計画をプロポーザルに明記すること。

(9) 専門家の配置

本案件に関してはフィジー保健省及び病院関係者の十分な理解をもって進めることが重要である。そのため、関係者間の情報共有及びコンサルテーションを十分に行う必要があるが、限られた投入で効率的に実施するための工夫を行うこと。

(10) JICA 他スキーム及び他ドナーとの協力

JICA が実施している他スキーム（ボランティア事業等）と情報共有を行うとともに必要な連携をすること。ボランティア事業では、ナウソリヘルスセンター及びラウトカ病院等には栄養士が派遣される予定であり、フィジー医薬品供給センター（スバ）では品質管理の隊員が 5S 活動を行っている。また、WHO は Quality Improvement 関連の研修を実施し、オーストラリアの Department of Foreign Affairs and Trade (DFAT) も同分野でのプロジェクトを実施していることから、情報共有を行うとともに必要な連携を行うこと。

(11) 協力効果の検証

プロジェクトに関する指標データ（ベースライン／エンドラインを含む）については、可能な限り客観性のある検証を行うこと。プロポーザルでは、プロジェクト効果の検証方法と、それも踏まえた効果的かつ効率的な活動の展開計画を提案すること。ベースライン／エンドラインの指標項目はベースラインサーベイの際に決定するが、サービスの質を測るための保健省が既に用いている指標を活用するなど、カウンターパートがプロ

ジェクト対象外の関連活動でも無理なくデータ収集できる観点を含め検討する。

(12) 広報活動

案件としてのポイントをとりまとめ、6. 業務内容 (3) 広報活動をとおして、各種機会をとらえプロジェクトについて広報できるように準備しておく。

(13) 事業費

5S-KAIZEN 活動は所与のリソース（人材、予算、施設、機材等）範囲内で行うことが基本である。効果を記録するために使用するカメラやプリンターなどの機材や文具、モニタリングのための交通費や人件費は必要であるが、最小限の投入を想定している。事前評価表作成時から、総事業費が大幅に減少していることから、コンサルタントは、5S-KAIZEN-TQM の普及に意欲が高い先方の投入を最大限引き出しつつ効率的にプロジェクト活動を実施するための提案を行うこと。また、フィジー国外での研修は想定しないことから、ICT 技術の活用等検討し、効率的な業務の実施が可能となる工夫を行うこと。

6. 業務の内容

【各期に共通の業務】

(1) モニタリングシートの作成

R/D に記載されているとおり、6 か月毎にモニタリングシートを C/P とともに作成し、JICA フィジー事務所に提出する。

(2) 合同調整委員会（Joint Coordination Committee: JCC）開催支援

本プロジェクトでは、全体に関する実施方針について合意を得るための合同調整委員会（Joint Coordination Committee : JCC）が毎年予定されている。実施に際しては、その開催を支援し、それまでに実施した業務に関連して作成された基礎資料の整理と提供、議事録のとりまとめ、加えて実務的に可能な範囲で必要な便宜供与をする。なお、合同調整委員会の実施時期ならびに実施の要否については、プロジェクトの進捗状況等を踏まえ、適宜調整される予定。

(3) 合同プロジェクトモニタリング実施支援

フィジー保健医療サービス省、JICA 専門家および外部専門家による合同モニタリングがプロジェクト2年次と3年次のそれぞれ第2四半期に予定されている。合同モニタリングの実施を支援し、それまでに実施した業務に関連して作成された基礎資料の整理と提供、議事録のとりまとめ、加えて実務的に可能な範囲で現地調査などにおいて必要な便宜供与をするものとする。なお、合同モニタリングの実施時期ならびに実施の要否については、プロジェクトの進捗状況等を踏まえ、双方確認の上変更される可能性がある。

(4) 広報活動

本プロジェクトの実施に当たっては、フィジー保健省への協力の意義、活動内容とその成果をフィジー、日本国民、他ドナー等に広く理解してもらえるよう、ホームページや学会発表、プレスリリース等の手段を用いて効果的な広報に努める。コンサルタントは、5Sに関する他セクターの JICA 事業についても把握した上で、フィジー側関係者や他ドナー等に広報すること。広報業務についてはプロポーザルにおいて具体的な内容を提案し、別見積りとする。

(5) ネットワークづくり

5S-KAIZEN-TQM 活動の持続的な発展を促すべく、ソーシャルメディア等有効なツールの使用を検討しながら、5S-KAIZEN-TQM 活動を実施している関係者間のネットワーク作りを行う。同ネットワークを積極的に活用し、関係者間で持続的かつ自発的にグッドプラクティスの共有や情報共有が行われる仕組みを検討する。

【1年次 2019年2月～2020年4月】

(国内準備作業)

(1) 業務実施計画の検討

1) 詳細計画策定調査にて収集された資料および各種関連資料を整理し、業務実施に関する基本方針、手法（技術移転の方法を含む）、項目と内容、実施体制、スケジュール等を検討する。

(2) インセプションレポートの作成

1) インセプションレポートについて、案として上記をとりまとめ、人間開発部に提出する。

(現地業務)

(3) ワークプラン（1年次原案）の作成、協議

1) 原案を基に、保健省、CWM 病院、ナウソリ産科病院、ナウソリヘルスセンターの関係者と協議、意見交換し、プロジェクト1年次のワークプランの作成支援を行う。

(4) プロジェクトキックオフ会合

1) カウンターパートと協力し、プロジェクト関係者を集め、案件概要や活動を紹介する。プロジェクト開始時の関係者とは、国家 5S-KAIZEN-TQM チームと CWM 病院、ナウソリ産科センター、ナウソリヘルスセンターを指すが、カウンターパートとの協議により適宜変更する。会合においては、プロジェクト第1年次に取り組む 5S-KAIZEN テーマを決定する。開催時期については提案すること。（想定：30名、1日程度）

(5) ベースラインサーベイ

1) 保健省が既に用いている、サービスの質について測定するための指標およびデータ入

手方法について情報収集し、ベースラインサーベイの指標として適切であるか分析する。指標が適切でない場合には、カウンターパートと協議し将来 5S-KAIZEN-TQM の普及に際しルーティーンで収集され得る簡易な指標を設定すること。

2) 対象 5 施設において、カウンターパートと協力し設定した指標に関し、各施設を指導し、データ収集を開始する。

(6) 成果 1 に関する活動

1) 国家 5S-KAIZEN-TQM チームの現状を確認し、国家 5S-KAIZEN-TQM チームがこれまでどのような活動・成果・課題を分析し、強化すべき点を特定した上で、今後の活動を見据えた国家 5S-KAIZEN-TQM チームの Terms of Reference (TOR) をカウンターパートとともに作成する。

2) 国家 5S-KAIZEN-TQM チームが、プロジェクトが対象とする 5 施設のパイロットユニットに 5S-KAIZEN-TQM 研修ならびに指導が行えるようになり、将来的に全国の 5S-KAIZEN-TQM 活動をリードできるようになるために、国家 5S-KAIZEN-TQM チーム能力強化のための補完的研修計画をカウンターパートに提案する。その際には、既存の研修プログラムを踏まえた内容とする。

(7) 成果 2 に関する活動

1) CWM 病院、ナウソリ産科病院、ナウソリヘルスセンター（以下、CWM 病院と関連 2 施設とする）で 5S-KAIZEN 活動を開始するにあたり、パイロットユニットの選定と各施設における品質管理チーム (QIT) のメンバーの選出について病院を支援する。QIT を対象とした 5S-KAIZEN-TQM 研修を、国家 5S-KAIZEN-TQM チームとともに準備、実施する。

2) その後行われる、QIT のスタッフ対象 5S トレーニングをプロジェクトとして支援する。

(8) 成果 3 に関する活動

1) ラウトカ病院、ランバサ病院において、各施設を支援しパイロットユニットを選定、品質管理チーム (QIT) のメンバーを選出する。QIT を対象とした 5S-KAIZEN-TQM 研修を、国家 5S-KAIZEN-TQM チームとともに準備、実施する。

【2 年次 2020 年 4 月～2021 年 3 月】

(現地業務)

(1) 成果 1 に関する活動

1) 国家 5S-KAIZEN-TQM チームが CWM 病院、ナウソリ産科病院、ナウソリヘルスセンターの経験を、ラウトカ病院とランバサ病院に共有する活動を支援する。加えて国家 5S-KAIZEN-TQM チームに対して、チームが実施するプロジェクト対象以外の保健医療施設への 5S-KAIZEN-TQM のプロジェクト活動の経験の共有が開始されるところを必要

に応じて助言する。

2) カウンターパートを支援し、全国に 5S-KAIZEN-TQM を普及するためのガイドラインを策定する。

(2) 成果 2 に関する活動

- 1) 1 年次の継続活動として、CWM 病院と関連 2 施設の QIT が行うパイロットユニットの職員を対象とした KAIZEN トレーニングの支援を行う。
- 2) CWM 病院と関連 2 施設のパイロットユニットごとに、活動計画に基づいた 5S-KAIZEN 活動が実施できるように国家 5S-KAIZEN-TQM チームならびに各施設の QIT と協力して実施する。
- 3) CWM 病院と関連 2 施設のパイロットユニットにおいて 5S-KAIZEN 活動をルーチン化させて日常業務として定着させるための仕組み作りをカウンターパートとともに実施する。
- 4) QIT が CWM 病院と関連 2 施設のパイロットユニットに対して実施する 3 ヶ月毎の定期監査、および HMT と QIT が行う 5S-KAIZEN 活動の効果検証とフィードバック方法について指導する。
- 5) CWM 病院と関連 2 施設のパイロットユニットにおいて表彰など、職員が意欲を高めることができる仕組みを設けるための支援をする。
- 6) 保健省や CWM 病院と関連 2 施設において 5S-KAIZEN-TQM を推進しているリーダーの異動や退職になった場合に活動が停滞を防ぐための仕組みを構築するための支援をする。

(3) 成果 3 に関する活動

- 1) ラウトカ病院、ランバサ病院のパイロットユニットの QIT を対象とした 5S 研修の準備、実施をカウンターパートとともに行う。その後、各施設におけるパイロットユニットで 5S 活動が効果的に始められるように支援する。

【3 年次 2021 年 4 月～2022 年 3 月】

(現地業務)

(1) 成果 1 に関する活動

- 1) 2 年次の活動の継続として、国家 5S-KAIZEN-TQM チームが CWM 病院、ナウソリ産科病院、ナウソリヘルスセンターの経験を、ラウトカ病院とランバサ病院ならびに、それ以外の保健医療施設への普及を図る活動を支援する。とくにプロジェクト対象以外の施設への、活動の全国的な普及は、プロジェクト終了後に継続拡大していく必要があるため、その点を視野に入れた計画立案を支援する。
- 2) カウンターパートとガイドラインの内容についてレビューし、必要に応じ改訂を行う。

(2) 成果 2 に関する活動

- 1) 2 年次の同様の活動を継続して行う。

(3) 成果3に関する活動

- 1) ラウトカ病院、ランバサ病院のパイロットユニットにおいて、活動計画に基づいた5S-KAIZEN活動が実施できるように国家5S-KAIZEN-TQMチームならびに各施設のQITを支援する。
- 2) ラウトカ病院、ランバサ病院のパイロットユニットにおいて5S-KAIZEN活動をルーチン化させて日常業務として定着させるための仕組作りをカウンターパートとともに実施する。
- 3) ラウトカ病院、ランバサ病院において5S-KAIZEN-TQMを推進しているリーダーの異動や退職になった場合に活動が停滞を防ぐための仕組を構築するための支援をする。
- 4) QITがラウトカ病院、ランバサ病院のパイロットユニットに対して実施する3ヶ月毎の定期監査、およびHMTとQITが行う5S-KAIZEN活動の効果検証とフィードバック方法について指導する。
- 5) ラウトカ病院、ランバサ病院において表彰など、職員が意欲を高めることができる仕組を設けるための支援をする。
- 6) ラウトカ病院、ランバサ病院において5S-KAIZEN-TQMを推進しているリーダーの異動や退職になった場合に活動が停滞を防ぐための仕組を構築するための支援をする。
- 7) 対象5施設のHMTに対して、TQMトレーニングの実施を支援し、プロジェクト終了後にも5S-KAIZEN-TQMの効果検証が行えるように指導をしておく。

(4) エンドラインサーベイ

ベースラインサーベイで用いた指標を使用し、対象5施設において、エンドラインサーベイを実施する。可能な限り客観性のある分析を行い、結果をJCCにて報告する。

7. 成果品等

(1) 調査報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書は以下のとおり。このうち、⑱の最終プロジェクト業務完了報告書を最終成果品とする。最終成果品提出は、業務終了時とする。

年次	レポート名	提出時期	部数
第1年次	①業務計画書(第1年次) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文:5部
	②年次活動計画書(第1年次)	業務開始から約1ヵ月後	和文:5部 英文:5部 CD-R:2枚

	③Inception Report (案) (JCC で承認を受ける)	第一回 JCC 開催の 約 1 ヶ月前	(JCC 承認後) 和文：5 部 英文：5 部 CD-R：2 枚
	④プロジェクト業務進捗報告書	業務開始から約 6 ヶ月後	和文：5 部 英文：5 部 CD-R：2 枚
	⑤ベースライン調査報告書	業務開始から約 6 ヶ月後	和文：5 部 英文：5 部 CD-R：2 枚
	⑥モニタリングシート	業務開始から約 6 ヶ月後 より、6 ヶ月ごと	英文：5 部
	⑦1 年次業務完了報告書	第 1 年次契約終了時	和文：5 部 英文：5 部 CD-R：2 枚
第 2 年次	⑧年次活動計画書計画書 (第 2 年次)	業務開始から約 1 ヶ月後	和文：5 部 英文：5 部 CD-R：2 枚
	⑨プロジェクト業務進捗報告書	業務開始から約 6 ヶ月後	和文：5 部 英文：5 部 CD-R：2 枚
	⑩モニタリングシート	6 ヶ月ごと	英文：5 部
	⑪2 年次業務完了報告書	第 2 年次業務終了時	和文：5 部 英文：5 部 CD-R：2 枚
第 3 年次	⑫業務計画書 (第 3 年次) (共通仕様書の規定に基づく)	3 年次業務開始から 10 日 以内	和文：5 部
	⑬年次活動計画書計画書 (第 3 年次)	3 年次業務開始から約 1 ヶ月後	和文：5 部 英文：5 部 CD-R：2 枚
	⑭プロジェクト業務進捗報告 書	3 年次業務開始から約 6 ヶ月後	和文：5 部 英文：5 部 CD-R：2 枚
	⑮モニタリングシート	6 ヶ月ごと	英文：5 部

⑯エンドライン調査報告書	業務終了 3ヶ月前	和文：5部 英文：5部 CD-R：2枚
⑰3年次業務完了報告書	契約終了時	和文：5部 英文：5部 CD-R：2枚
⑱プロジェクト業務完了報告書（最新モニタリングシートを添付）	契約終了時	和文：5部 英文：5部 CD-R：2枚

すべての報告書について電子データもあわせて提出することとする。なお、上記報告書のうち④、⑨、⑭、ならびにベースライン/エンドラインサーベイの結果は簡易製本とする。⑱の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2014年11月）を参照すること。

(2) 技術協力成果品

レポート名	提出時期	部数
国家 5S チームの改訂トレーニングマニュアル	第1年次契約終了時	1セット 成果品の CD-ROM
5S 研修教材	第1年次契約終了時	1セット 成果品の CD-ROM
5S-KAIZEN-TQM のガイドライン	第2年次契約終了時	1セット 成果品の CD-ROM
グッドプラクティスなどのブックレットやポスター	各年次契約終了時	1セット 成果品の CD-ROM
広報資料	各年次契約終了時	1セット 成果品の CD-ROM

(3) その他の提出物

1) 議事録等

協力相手先機関との主要な調整会議、各報告書説明・協議に係る議事録を策定し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 及びコンサルタントが主催する主要な関連会議・検討会における議題・出席者・質疑内容等を取りまとめ、会議終了から 10 日程度のうちに JICA に提出すること。JICA フィジー事務所におけるミーティングについても同様とする。

2) プロジェクト活動業務報告書

JICA の規定により、業務日誌を添付した月例の業務報告を毎月 10 日までに JICA に

提出する。

3) 収集資料

本プロジェクトを通じて収集した資料及びデータは項目ごとに整理し、可能な限り電子データにて収録し、JICA 様式による収集資料リストを添付の上、JICA に提出する。

4) デジタル画像集

本プロジェクトを通じて記録した写真（会議、研修、ワークショップの様態等）をデジタル画像集として収録し、簡単なキャプションを付けて提出する。なお、提出にあたっては「デジタル画像記録票」を作成し、画像集に添付する。

写真の著作権については JICA に帰属するものとし、広報用素材として JICA の各種媒体への活用を想定している。

提出時期：プロジェクト業務報告書提出次

部数：CD-R 1 枚（デジタル画像 20-50 枚程度/Jpeg ファイル形式）

5) その他

上記の提出物のほかに、JICA が必要と認め、報告書を求めたものについて提出する。

第 4 業務実施の条件

1. 業務の工程

本件に係る業務工程は、2019 年 2 月に開始し、約 36 ヶ月後の終了を目処とする。

2. 業務量の目途及び調査団員分野

(1) 業務量の目途：本業務で想定している業務量は約 29.34MM を想定している。

国内業務：4MM、現地業務：25.34MM を目途に提案すること。

(2) 専門家担当分野：

本業務には以下に示す分野の専門家が参加することを基本とする。

なお、上記の業務量を超えない範囲において担当分野の変更・追加または統合分離が必要と考えられる場合は、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、下記格付けは目安であり、目安を超えた格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めて事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルにて明記すること。

1) 業務主任者/5S-KAIZEN-TQM 推進体制整備 (3号)

2) ベースライン/エンドラインサーベイ

3. 相手国の便宜供与

(1) 保健省内の事務スペース

(2) 対象の各保健医療施設における一時的な事務スペース

(3) トレーニングのための施設・機材

(4) プロジェクト活動に必要な機材・物品など

4. 参考資料

(1) 配布資料

要請書、詳細計画策定調査 M/M、R/D（ただし投入については大幅な見直しあり）

5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

オフィス機材は以下を想定しており、これらは見積りに含めることとする。

- 1) ノート型 PC（1台）（ローカルスタッフ専用）
- 2) プリンター（1台）

6. 便宜供与

本調査実施にあたり、コンサルタントは通常の案件と同様に独自で活動を遂行することを求められているが、フィジー保健省をはじめ主要な政府機関への初回のアポイントメントについては JICA フィジー事務所を通じて手配することも可能。

7. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 見積り

以下のア)、イ)、ウ)の業務については、現時点で作業の詳細や業務量が明確にできず、正確な見積もりを行うことが困難であるため、定額で計上して提示すること。これについては、今後、業務の具体的内容が固まった際に必要に応じ、契約変更等により対応する。なお本項については、「第7 見積価格及び内訳書」を参照すること。

ア) 5S チームに対する研修（人数、期間、分野とも詳細が確定していない）

定額として 300,000 円を計上すること。

イ) CWM 病院と関連 2 施設での研修（人数、期間、分野とも詳細が確定していない）

定額として 800,000 円を計上すること。

ウ) ラウトカ病院、ランバサ病院の研修（人数、期間、分野とも詳細が確定していない）

定額として 800,000 円を計上すること

(3) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、当該国

の在外公館及び機構在外事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地業務時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、機構在外事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について機構在外事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

(4) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上